

低燃費タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準

タイヤ公正取引協議会

第1章 試験方法等の基準に関わる定義等

1. 対象とする表示

製造業者等が自社タイヤの転がり抵抗性能及びウェットグリップ性能について行う、後記第3章で規定する等級（グレーディング）及び「低燃費タイヤ」に関連した表示とする。

2. 対象とするタイヤの種類

一般消費者向けの市販用の夏用タイヤとする。

3. 全試験項目共通の試験条件

試験項目により特に指定があるものを除き、試験条件は次のとおりとする。

(1) 試験タイヤ

量産品で、かつ、原則摩耗していないもの（ならし走行によるものはこの限りではない。）を使用すること。

(2) 試験車

EU 基準として採用の試験法（TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES) — ETRTO Wet Grip Grading Test Method for C1 tyres。以下「TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES)」という。）に従うこと。

(3) 試験空気圧

転がり抵抗性能については国際標準化機構（以下「ISO」という。）が該当する国際規格において定めた値、ウェットグリップ性能については TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES) に定められた値とすること。

(4) 試験荷重

転がり抵抗性能については ISO が該当する国際規格において定めた値、ウェットグリップ性能については TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES) に定められた値とすること。

(5) 試験リム幅

転がり抵抗性能については ISO が該当する国際規格において定めた値、ウェットグリップ性能については TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES) に定められたリム幅とすること。

(6) 試験ホイール

転がり抵抗性能については ISO が該当する国際規格において定めた値、ウェットグリップ性能については TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES) に定められたホイールとすること。

(7) テストドライバー

利害関係のないプロドライバーが望ましいが、社内のテストドライバーでも可とする。

4. 試験の公正、正確性の確保

試験担当者は、試験の方法及び条件、並びに試験結果の算出等については、定められた試験法に従うこととする。また、製造業者等は、タイヤの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条第 8 項に規定する本基準の遵守について責任を有する者に本基準の実施について管理を徹底させる。

タイヤ公正取引協議会（以下「公取協」という。）は、施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づく届出のあった試験に関するデータを公取協のウェブサイトにて一般消費者向けに公開するものとする。

第 2 章 試験基準

転がり抵抗性能の試験方法は、「商品性能の数値による比較表示に係る試験方法及び表示方法に関する運用基準」（以下「比較表示に係る試験方法等の基準」という。）第 2 章 1 「転がり抵抗」（ISO28580、JISD4234）の方法で、ウェットグリップ性能の試験方法は同章 4 「制動」（2）又は（3）に定める方法のうち、「TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES)」の方法で行うものとする。

なお、転がり抵抗係数を求める際には、その測定のために用いる試験機と、一般社団法人日本自動車タイヤ協会（以下「JATMA」という。）が定める基準試験機の間での整合化（アライメント化）を行った上で換算しなければならない。

第 3 章 適正な表示方法等

1. 等級（グレーディング）の定義

転がり抵抗係数とウェットグリップ性能の値を等級（グレーディング）で表示する場合は、第 2 章で定める試験により算出された値が、下表の数値区分に基づく等級区分に従わなければならない。

転がり抵抗係数（RRC）	
数値区分	等級区分
$RRC \leq 6.5$	A A A
$6.6 \leq RRC \leq 7.7$	A A
$7.8 \leq RRC \leq 9.0$	A
$9.1 \leq RRC \leq 10.5$	B
$10.6 \leq RRC \leq 12.0$	C

ウェットグリップ性能（G）	
数値区分	等級区分
$155 \leq G$	a
$140 \leq G \leq 154$	b
$125 \leq G \leq 139$	c
$110 \leq G \leq 124$	d

*ウェットグリップ性能の「G」は、TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES)において、実車式試験では「6.7.5 試験タイヤの相対ウェットグリップ性能指数の算出」の「WetGripIndex(T)」を、トレーラ式試験では「7.7.6 試験タイヤの相対ウェットグリップ性能指数の算出」の「WetGripIndex(T)」を指す。

2. 低燃費タイヤの定義

「低燃費タイヤ」及びこれに類する用語（例えば「省燃費タイヤ」、「燃費でエコタイヤ」）（以下これらを「低燃費タイヤ」等という。）を表示する場合は、第2章で定める試験により算出された転がり抵抗性能（転がり抵抗係数）の等級がA以上であり、かつ、ウェットグリップ性能の等級がd以上のものでなければならない。

3. 試験結果の絶対値表示

転がり抵抗係数及びウェットグリップ性能の絶対値を表示する場合は、前記1に用いた値を表示しなければならない。

4. 低燃費タイヤに関する適正な表示方法及び情報提供等

(1) 適正な表示方法

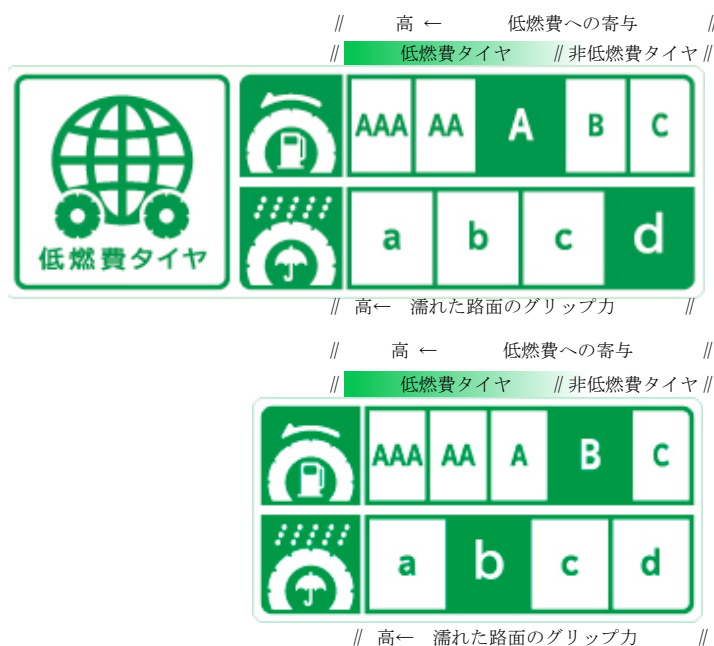
事業者は、低燃費タイヤに該当しないタイヤについて「低燃費タイヤ」等と表示することはできない。また、一部サイズが低燃費タイヤに該当しないタイヤについて、全サイズがあたかも低燃費タイヤであるかのように表示することにより、一般消費者に低燃費タイヤであると誤認させる表示はできない。

(2) 低燃費タイヤである旨の表示

事業者は、低燃費タイヤである旨について表示する場合は、原則ラベリング制度（転がり抵抗とウェットグリップの2つの性能について、等級制度に基づく表示を行うもの。）の図表（下図）により表示するものとするが、表示スペースに余裕がない場合は図表の一部を省略したり、文字のみで表示することができる（例えば、低燃費タイヤ統一マークのみの表示、「低燃費タイヤ」との文字、「AAA・b」との文字）。

なお、低燃費タイヤに該当しないタイヤについて、「低燃費タイヤ」等や、ラベリング制度の図表に類似する表示を行うことにより、一般消費者に低燃費タイヤであると誤認させる表示はできない。

(図表例)



(3) 普及促進

事業者は、ラベリング制度の普及促進のため、製造業者等はウェブサイトやカタログにおいて、販売業者は小売店舗でポスター等の印刷物や口頭等により、同制度の趣旨の他、特に次の事項について情報提供に努めること。

ア. 「転がり抵抗」の低減が自動車の燃費に寄与するものであるため、転がり抵抗性能は低燃費を示すものであり、「ウェットグリップ性能」は、一般的には転がり抵抗性能と密接な関係であり、安全性の面からもウェットグリップ性能を一般消費者に適切に伝えることが重要であるので、併せて表示している旨

イ. 「転がり抵抗性能」、「ウェットグリップ性能」は一般的ではないので、その性能の内容

また、本基準の施行の日から2年を経過した後、ラベリング制度の図表等に関する一般消費者の理解度、認知度等を調査し、図表改訂等の必要性の検討を行う。

第4章 試験結果の届出及び試験の立会い

試験結果の公取協への届出及び公取協による試験への立会いについては、施行規則第11条第8項（試験に関するデータ（試験条件、試験結果の絶対値等）に、当該データが公正かつ正確であることを証明する旨を記載した書面を添付して公取協に届け出なければならない。）及び第9項（公取協は、比較表示に係る試験方法等の基準に基づき試験を実施していることを確認するための立会いができる。）の規定による。

附 則

この運用基準は、タイヤの表示に関する公正競争規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。